

非行処遇への福祉的アプローチ

— 試験観察における調査官とボランティアの働きかけの事例を通して —

平戸 ルリ子

I. はじめに

少年非行が、社会の病理性の反映であるとみられ、単なる個人の問題だけでなく、深刻な社会問題として取り上げられるようになって久しい。昭和60年の数値では、主要刑法犯として補導された人員は、戦後第3のピークと言われた前年より若干減少したとは言うものの、その内容は、窃盗等の他、成人の事件を背景とした性非行やシンナーの乱用、さらに近年増加の傾向にあるいじめに起因した事件等多岐に及んでおり、決して楽観できる状態ではないと言える。

そのような状況に対し、処遇の中心となるのが少年法なのであるが、現状ではこの法の基本的な精神である「健全育成」が必ずしも処遇に生かされず、特に少年法の処遇の中心である家庭裁判所においては、事件の早期処理化のみが強調されているという指摘もある。(註1)小論では、こういった点をふまえながら、一連の非行処遇の過程の中で、特に調査の段階における試験観察の事例をとり上げ、そこでの家庭裁判所調査官及びボランティアの働きかけを通して、既存の制度の中で可能な限り少年の健全育成の面を強調し、そこから社会防衛に働きかけるという非行処遇の福祉的アプローチというものを考えてみたい。

試験観察は現行少年法によって「家庭裁判所は、第24条第1項の保護処分を決定するために必要があるときは、決定をもって相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができる。」(法第25条第1項)と規定され、その観察とあわせて「1、遵守事項を定めてその履行を命ずること 2、条件を附して保護者に引き渡すこと 3、適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること」(同条第2項)とされている。この試

験観察そのものに関しては、保護処分の決定前に少年に治療的な働きかけをするのははたして適當かという疑問の声もあるが、しかしここではその是非論は問わずに、処遇の一環として捉え、そこで調査官やボランティアの活動をおうものとする。

II. 試験観察の事例にみる調査官とボランティアの活動の事例

小論の事例は、筆者が学生ボランティア(註2)として実際にかかわったものである。

1 事例Aの紹介

(1) ケース概要

○少年…女 15歳(中3)

○非行…虞犯 初犯 不処分で終結

少年は中2の初めより徐々に生活をみだしはじめ、2学期より怠学。スナックで年齢を偽り働き、そこで36歳の暴力団関係者と知り合い、家出をして同棲。中3の5月まで学校をほとんど欠席した。6月に放置自転車に無断で乗り、占有離脱物横領で補導、覚醒剤も打っていたことが判明し、不純異性交遊とあわせて虞犯として家庭裁判所に送致された。審判で在宅試験観察が決定し、調査官のすすめと本人の希望で学生ボランティアが家庭教師としてつくことになった。

(2) 少年に関する調査・鑑別の結果

身長、体重、知能指數とも平均以上。出生より現在地に居住、3姉妹の長女として父親にかわいがられて育つ。中1までの成績は常に上位。指導力もあり、教師や友人からの信望も厚かった。

(3) 家族構成・状況

家族は少年、父、母、妹2人の5人。父は36歳溶接工。(11月に失業。1月より再就職)優しいが、ギャンブルによる借金等も多く、生活力に欠ける。母(35歳)はある宗教の熱心な信者で家を留守にすることが多く、少年より不満をかっていたが、本件に関して最も少年を心配し、捜していたこともあり、少年からの信頼を得てきた。調査官には協力的である。上の妹は少年と1つ違いだが、性格は逆で内向的である。下の妹は小学5年。成績優秀、明朗でかわいがられている。姉妹の関係はよい。家庭の経済状態はあまりよくない状況である。

(4) 処遇方針

担当調査官は、両親と少年の関係に注目し、責任は親(特に今は父)にあるとして、厳しく追求、生活を改めるよう協力を求めた。

暴力団の男性については、父と同年齢であり、父の代替としてみたのではないかと心理面から分析し、それは理解しながらも、少年の将来のために離れるよう説得し、あわせて地元の警察に接触を持たせないよう応援を依頼した。

さらに少年は学校に戻りたい希望があるとし、最終的には社会生活への適応が目標であるが、その手段目的として、きちんと登校、無事卒業することを上げた。面接の段階で一応就職希望であったが、高校進学と迷っている様子であったので、これについては経過をみるとこととした。学習指導と友人的な役割を兼ねて、学生ボランティアの援助に期待。本人の希望と合わせて週2回の訪問を試験観察にくみこむこととする。

一方、学校側には普段の学校生活上の注意は勿論、ボランティアのことも説明し、激励等協力体制を整えてもらうよう援助を依頼し、また定期的に連絡をとるなど担任から了解を得た。

(5) 経過

○7月はじめ

調査官とボランティアが自宅を訪問、(調査官の訪問はこの段階で自宅、学校と2度目) 今後の学習計画

をたてる。

○7月中旬～1学期終了時

毎回2時間ずつの学習の効果が上がり、進学をしたい気持があることをボランティアに話す。ボランティアの受入は好意的で、用意もきちんとして、関係も良好。またこの間、たびたび警察から激励の入電もある。

○夏休み

父母とも不在なことが多い。学習は順調であったが、ボランティアの帰宅時に問題の男性の方に向かうなど疑問な点も多い。

8月下旬、ボランティアが夜急用で電話したことから、たびたび外泊していることが判明。調査官は問題の男性との関係を心配し、警察に連絡、確認した上で少年との面接を行う。友人宅であることがわかったが厳重注意をした。

○9月～10月

成績の向上に判り、進学の意志を固める。一方順調な少年に対し、上の妹が登校拒否ぎみになる。ボランティアの連絡で調査官が電話を入れ、母と妹、学校に問い合わせをする。大事に至らずにすむ。

○11月

私立高校は授業料の関係で避けてほしいと母から言われ、さらに進路面接により、都立は内申点の低さから合格不可能と言われたことにより衝撃を受けたようで、今までの生活を後悔、反省している様子をみせる。ボランティアにはこの時期さかんに進路の相談を持ちかける。

またこの時期、昔の非行仲間からと思われる中傷の電話が自宅や学校に入る。少年の動搖は大きく、泣いて家庭裁判所に知らせてきたとのことであった。調査官はそれに対し、少年を信じている点、少年のとるべき態度などを示し、あわせて学校、警察、ボランティアにも連絡をとった。学校はそれを受けて、少年の最近の態度をほめ、少年の指導力への期待があることなどを話し励ました。その後それまでは見学ばかりしていた体育をはじめにし出すなどの変化もみられた。ま

た、この電話の件では、自分のことで一生懸命になつてくれたことから、父に対する意識を軟化させたようであった。

○12月

父親が失業状態となる。少年はこういう経済状況にあっては進学は無理と締め始める。ボランティアが奨学金制度の話等をしてみたが固まりつつあるようだ。

この時期気持が不安定になったせいか、昔の男性と連絡をとるようになる。上の妹がとりついでいた話を聞いたのだが、ボランティアは直接少年にアドバイスをするのは避け、調査官にそのむねすぐ連絡、指示をあおいだ。調査官は少年に対して緊急に面接をし、時間をかけて話を聞いた後励まし、今後の目標等を改めて確認した。また、両親へも呼び出しを行い、今が一番大切な時であること、家での態度に気をつけることなどを指示した。

○1月～2月

最終的に就職に決定。年明け学校のすすめる会社の試験を受けて合格した。進学を断念したことから、ボランティアの活動は友だち活動、すなわち学習の他によく話を聞いてあげたりすることが中心となった。就職しながら勉強する方法、将来の夢、公共施設の使い方、そして家族への感情等少年も落ちつき、話をした。

○3月

無事卒業。ボランティアも家族に加わって祝う。9ヶ月にわたるボランティアの訪問はそれで終了した。

下旬に審判が行われ、一時は施設入所という声もあったが、少年の立ち直りの度合、意志、家族への感情の好転などが考慮され、不処分となった。

2 事例Bの紹介

(1)ケース概要

○少年…女 16才 無職

○非行…虞犯 初犯 補導委託をへて保護観察

少年はもともと自閉症ぎみであったが、中2の頃より登校拒否を始め、仲間とのみ交遊し、ほとんど欠席

したまま卒業した。その後は進学、就職もせず家に居たが、6月頃より友人経由で暴力団員とかかわり覚醒剤を与えられた。1ヶ月半にわたり多量に打ったが、幻覚を見るようになって恐ろしくなり、自ら病院に訴え、警察の保護を受け、家庭裁判所に送致された。

(2)少年に関する調査・鑑別の結果

体格、知能指数とも平均以上。性格的には多少神経質なところがあり、相手に合わせようと気を遣いすぎるところがよくある。また少年は本当は母に愛されたいが、周囲や母から父親っ子と言われ意識している。父を信頼してはいるが反発もある。また交友関係でも気を遣うので、非行は父と2人の生活や学校からの逃避であると考えられる。

(3)家族構成、状況

父親は家事はきちんとするが、定職につかず生活力に欠ける。賭け事でいつも損をするので、それがもとで少年が中学入学の頃から妻と別居。その後少年と2人暮を始めたが、肝臓癌で倒れ入院。別居は解消されたが、11月上旬病院で死去。サラ金に多額の借金をもつ。母は軽度のアルコール依存症。夜スナックで働いている。別居の際姉を引きとるが、夫の病気により再同居。姉は高3、非行歴なし。現在家を早く出たいとアルバイトを続けている。少年との仲は悪くないが、時間の都合であまり会話がない。少年と交代で父の看病をしていた。

(4)処遇方針

医療面、精神カウンセリングは専門家に依頼する。少年が来春より定時制高校に進学を希望するものの、学力の遅れを気にしているので、学生ボランティアに家庭教師を依頼する。接触は週1回、2時間程度とし、非行に関することは触れず、学習指導中心とする。保護者及び姉に関しては、父が入院、母が就労といった状況もあり、特に働きかけをしないで様子をみるととした。

(5)経過

○9月～10月

調査官と少年で、警察の調書をもとに1時間ほどの面接を行う。生育歴などの確認もこの初回の面接で行う。9月末、母も交じえて鑑別所の鑑別結果を参考にこれからの方針を決定する。なお後半の10分はボランティアとの顔合わせであった。実際の活動は父の看病に慣れてからとする。

○11月～12月中旬

少年に対してはカウンセリングが続けられていたが、この間ボランティアは経過まちということで活動を控えていた。11月上旬、父の病状が悪化し死去。急きよ少年の生活に張りがなくなるのを心配し、A県の補導委託先へ住み込みのウェイトレスとして補導委託することに決定する。ここは指導の厳しいことで有名な所である。決定まで調査官との面接は2回、ボランティアへの説明はなかった。

○12月下旬

職場を無断で抜け、帰宅する。時を同じくして担当調査官に転勤辞令が出る。調査官は少年が無断で家に戻ってきててしまうような状況であることを気にしながらも、本人の「やっていける。」という言葉や、仕事の引きつきなどを考慮し、裁判官と相談の上、保護処分の決定を急いだ。社会での生活に不安が残ることから保護観察とする。処遇は保護観察所の監督によるものとなり、その後の状態は家庭裁判所では把握していない。ボランティアは待機のまま、実際には1度も学習指導をせず終了した。

3 考察—2つの事例における調査官の働きかけ、ボランティアの活動をふまえて—

少数の事例の分析から、少年の立ち直りへの働きかけの成功した理由、或は失敗した理由を確定することは現実的には不可能なことである。そこには、非行の要因とともに少年自身の個性、更生への意志、或は少年をとりまく環境、人々の性質、状況などが様々からみあっていると思われるからである。しかしここであげた2つの試験観察の事例において、明らかに少年の

更生にとって重要な働きかけ、またはその逆に、不安を残す要因になったと思われる働きかけがみられたこともまた事実である。ここではそれらをみていくこととする。

(1)事例A

この事例は、家庭の問題を背景に糾余曲折しながらも審判で不処分として終結した一連の働きかけの成功した事例であると言える。非行問題は、家庭裁判所から、或は行政機関の手から離れ、少年が社会に出た時その真価が問われるというが、この少年の場合は、審判後1年経過した現在でも、自宅より同じ職場に通勤し、同期の仲間うちで1番賞与の額が大きいなど安定した生活ぶりをみせている。このケースの成功の理由には勿論、少年の資質や担当調査官個人の能力といったものも関係していると思うが、いくつかの働きかけの中で立ち直りへの援助として有効であったと思われる点について上げてみたい。

まず第1に、この調査官は面接において少年を受容し、傾聴している。後日、少年がボランティアに語ったところによれば、警察、鑑別所、家庭裁判所と各機関で同じようなことを言ったが、頭ごなしに責めずに話を聞いてくれたのは、この調査官が初めてのことだった。その態度は試験観察中も変わることがなかった。非行少年の処遇に際してひじょうに難かしいと言われる点の1つには、対象者が自らすんで係属されてきたのではないということがあげられている。すなわち対象の少年にとって、調査や審判をする大人というのは、権威の象徴であり、自分の理解者としては感じにくく、それゆえ畏縮し、本来の性質や考えを表に出しにくいということである。この事例の場合、少年は調査官を信頼し、自分をありのままに表現できたと考えられる。

第2に、少年を心理、環境面等多角的に捉えている。それゆえ処遇の方針も明確なのであろう。少年の要求を把握し、適切な手段目的を設定して働きかけを行っている。ひじょうに効果的であると思われる。

第3に社会資源の効果的活用、連携ということが上げられる。この事例では学校や警察とよく連絡をとり、協働している。学校側では調査官の助言のもと、担任や進路指導係が少年を励ましてはいるのである。各々の機関にはそれぞれの活動領域、専門分野がある。これらが協力することによって、少年の生活のあらゆる側面に対応していくと思われる。

また、この事例はボランティアがかかわっているということがまず前提としてあげられるが、これが調査官と少年との間に入って効果的に活動したということも特徴としてあげられるだろう。当初ボランティアが調査官より期待されたのは、家庭教師としての活動を中心であった。言わば調査官の補完的役割である。それが活動とともに、単なる家庭教師としてだけでなく、少年の友達さらには相談にのってくれる先輩といった役割も出てきた。Aの事例の場合は、調査官が少年にとって大きな精神的支えであったが、また家庭裁判所の人間ではない一般人として、単に補完の意味をこえ、頻繁に接触する身近な者として、少年の生活状況、微妙な心理的変化などを調査官に伝えられたと思う。連絡の仲立ち、潤滑剤として働いたのではないだろうか。

この事例では、少年と調査官、少年とボランティアの信頼関係とともに、調査官とボランティアの信頼関係も成り立っていたように思う。家庭裁判所に係属中の少年のケースという事情から責任者はあくまで調査官なのであるが、この調査官の場合は専門的訓練を特に受けていないボランティアの考え方ややり方をだいぶ尊重してくれていた。そして常にスーパーバイザーとして軌道の確認、修正および自分の把握した情報を可能な限り提供してくれた。またボランティアの側も、家族や少年には家庭裁判所と表面上は連絡をとっていないことになっていたが、ボランティアから入った情報ではないことにしてもらい、すべてを報告して指示をあおいた。これはお互いへの信頼関係ができていたからだと思う。試験観察という期間を生かし、調査官、各機関、ボランティアの協働によって良い影響を及ぼ

したAの事例は、まさにのちに述べる福祉的アプローチの実践であると言えよう。

(2)事例B

この事例は、父の病死という混乱した状況を背景としているので、単純にはAの事例とは比較ができないが、その働きかけについて、いくつか反省すべきと思う点があるので上げてみたい。

まず第1に適格な目標決定がなされていたかという点である。目標を明らかにすることは一連の援助や終結の際の評価にとってたいへん重要である。ところがこのBの事例においては、それがひじょうに曖昧なものであるように思われる。最終的な目標が、本人の自信を確立することなのか、或は16歳らしい少女として社会になじむことなのか、それとも定時制高校に入学することなのか、援助をするボランティアには何ら説明がなかった。おそらくボランティアだけでなく、少年や調査官にも明確なものがなかったのではないだろうか。この調査官は心理的な分析にはたいへん熱心で、少年への心理面からのアプローチには注目していた。しかし少年をとりまく全体の環境の把握や見通しが甘かったよう思う。ゆえに十分予想されうる父の死（家族は病名、死期を知っていた）という事態に直面した際、突然の委託という無計画な対応になったと考えられる。

第2点としては、援助にあたる人々（家族、ボランティア）の役割が明確にされていない点が疑問として上げられる。仮にここで、本人の自信を確立することが最終目標と定められれば、当然姉を含めた働きかけの対象が考えられるのである。通例だからと母親を呼ぶより、姉を呼んでなぜ家を出たがっているのか理解し、少年、母、姉を同等とみて援助していくことが望ましかったように思う。この少年の場合、自ら病院に訴えてきた動機のある少年であり、立ち直りへの意欲が強く、援助しやすいことが予想できる。ゆえに強くそのことをほめてやり、この年齢の少年なりに精神的に安定させた上で、家庭の正常化を助けるアドバイス

をし、それによって家族の協力を得て少年に働きかけをしていくべきであったと思う。

また、待機中のボランティアがまったく活用されず、情報すら伝わらないというのも問題である。目標とそれに対する援助の仕方は確認をとるべきであったと思う。ボランティアの側で学習計画を立て、定時制高校への入学に向けて援助していくこうとしても、本人の意識のレベルがそこまで達していなかったり、或は今回のように方針が変わってしまったのでは、何ら効果的な働きかけができない。悩みを聞きながら、設定した目標に向かってともに歩んでいこうとするボランティアは、このような問題のある環境におかれた少年にとってこそ必要であったのではないだろうか。

さらに問題の第3点としては、調査官と少年との急な関係の解消が上げられる。調査官は国家公務員である以上、転勤を余儀なくされる。そういった状況に際し、やはり前任者は後任によく引きつぎをしていくべきであると思う。事務処理的な急な終結は、少年の不安定さをますます増大させる。たとえ保護観察に付することに決定しても、家庭裁判所での調査、様子などを詳しく連絡しなければ処遇の一貫性はみられない。この事例の場合、保護司が適切な仕事を世話をしたり、B. B. S. によって学ぶことの楽しさを味わわせたり、或は地域の民生委員と協力して母親のアルコール依存症の症状を改善させていったりという働きかけが考えられるが、そこには試験観察から得られた情報が十分生かされるべきである。おそらく今回の急な終結では、十分な連絡が実行されていないと思われる。非行少年に対する制度が、審判を行う司法機関と、実際の更生に働きかける行政機関との二重構造からなる以上、各機関の十分な対応、連携が必要となってくるのではないかだろうか。

III. 非行処遇の福祉的アプローチ

試験観察を通して、一連の働きかけが成功したと思われる事例と、不安を残す事例とをみた。単純な比較

はできないが、事務処理的に偏った働きかけのBの事例に対し、Aの働きかけが効果的であったのはあきらかである。ここで取り上げたのは、処遇の流れの中の1つの試験観察という特殊な場の事例であったが、ここで特にAのかかわり方をふまえて、事務処理的、單に早期処理化をねらいとするだけない、本当の意味で少年の生活をトータルに捉え、健全な育成をめざすアプローチ（ここではそれを福祉的アプローチとするが）について考えてみたい。

調査官や保護観察官の行う援助の過程をケースワークとするのには問題の点もある。前述したように、対象の少年との関係が強制的に結ばれたものであり、自発的でないということもその1つである。しかし、少年或はそれをとりまく環境に働きかけ、社会に適応するよう変容を促すという面からみれば、やはり1種のケースワークであると思う。ここではケースワークの原則をふまえた上で、非行処遇の福祉的アプローチをあげることとする。

1) 調査の方法

非行の背景には複雑な要因がからみあっていると思われる。そこでまず最初の調査の段階では、対象の少年が直面しているところの社会的、個人的諸問題を把握し、その原因と、それらが少年の人格上に及ぼす影響を確認することが必要であり、また、生育歴など、以前からの少年の生活を捉えることも忘れてはならない。警察の調書、学校からの情報等も効果的に利用し、保護者を含めて少年の生活環境を広くおさえることである。

さらには、時間的な余裕の範囲内で鑑別書と連絡をとりあい、少年の資質的な側面、すなわち身体の状況や心理的状況に関して深い資料を得ることも重要である。少年の捉え方が偏ることがないよう、あらゆる側面から調査することが望ましいだろう。

また、そういった方法の他に、調査官が実際に接するときの態度として、非審判的態度、権威のみを前面

に押し出さない態度が必要となる。傾聴し、少年に感情の解放の場を与えるのである。特に初回の面接は、調査の一過程であるとともに、相互の信頼関係樹立のためのきっかけとなる場である。少年が自らすんで関係をもったのでないのを考慮に入れ、威嚇的でなく、それでいて本筋をはずさないような態度で接しながら調査を行なわなくてはならない。

2) 処分の決定

ここではまず、少年事件であることを考慮して、その非行事実の軽重だけで判断することなく、少年が持つ能力、立ち直りへの意識というものも含めて決定することというが必要であろう。少年が今、どのような援助を必要としているのか、また彼にとっての目標は何なのかということを考慮に入れて処分を決定しなければならない。

3) 保護処分の実際におけるアプローチ

処分の決定に基づく実際の処遇としては、働きかけの対象を少年1人に限ったり、或はその方法が偏っていたりすることのないものが望ましい。それは例えば、施設における家族面接、家族ケースワークなどの、保護者まで含めた対応であり、また心理療法と生活訓練指導、学習指導等を合わせた総合的プログラムの実施等が考えられよう。

また、1人の少年の立ち直りに関して、利用できうるあらゆる機関を協働させるということも、また福祉的アプローチと考えられる。特に調査官や保護観察官、児童福祉司などは、その調整役として中心的役割を担う。彼ら職員を要として、関連する機関や地域組織が、少年に対して積極的に同じ方針で援助できるよう、連絡を密にするよう心がける必要があろう。

4) 予防とアフターケア

裁判所や法務省の管轄の各機関（少年院、少年刑務所、保護観察所）、児童福祉法による機関（児童相談所、教護院、養護施設）等に係属、収容されている場

合だけでなく、予防からアフターケアに至るまで、少年の生活をトータルに捉えて社会内処遇を行なうこともまた福祉的アプローチと考えられる。その実際としては、各役所や公立の施設は勿論のこと、警察や学校、公立の相談センター、民間の施設や相談所等が、可能な限り連携を保つよう努力し、定期的に連絡会や研究会を開くなどして援助を効果的なものとするといったようなことである。また、特にその際、民間のボランティアの働きを積極的に活用するということもまた重要であろう。それにより、活動の円滑化がはかられるだけでなく、地域社会での非行問題への理解と関心が深まると思われる。それはひいては処遇の改善につながると考えられるのである。

5) 援助者の熱意

様々な方法をあげたが、それらのまず基本となるのは、対象の少年を理解し、その人権と福祉を守るよう心がけること、立ち直りに向かって精一杯の援助をしようと努力することではないだろうか。熱意と物事を見極める冷静な判断力を持って接することが、まさに福祉的アプローチの基本であると思う。

以上のような福祉的アプローチを考えると、Aの事例は、受容、各機関の連携等、まさにそれを実践していたと考えられるのである。

IV. おわりに

今まで、我国では、増加する一方の少年非行に対して、様々な処遇のあり方の検討がなされてきた。刑事政策的な面からのものや、心理学の分析の視点からのもの、社会学の側から環境へ働きかけるものなど、それは多岐に及ぶ。そして、実際に、それらの研究の中から、高度な専門的技術が生まれ、制度の枠組の中で、処遇に活用してきたのである。そのかいあってか、戦後第3のピークといわれた非行は、統計上数値的には減少の兆をみせた。この値について、これは、非行処遇の改善による成果であるとする見方もある。非行

の処遇は着実によい方向に向かっているとする立場である。しかし、その実際は本当に改善されてきたのであろうか。

戦後40年の流れの中にあって、徐々に変貌する公的機関の姿勢、特に、本来の精神を失い、事務処理的傾向を帯びる家庭裁判所や、事件の件数の増加の影響で、専門職員(保護観察官)が第一線の現場で活躍することができにくくなったり保護観察所、それに、管理体制の強化により、専門訓練を受けていない職員が、膨大な事件を短時間に解決しなければならなくなったり児童相談所などのあり方は、多くの問題をかかえていると言われている。

縦割り行政の徹底から、関連機関同志の横とのつながりがうすく、連絡が十分でないだけでなく、お互いへの信頼が得にくい状況や、その影響で、予防からアフターケアに至るまで一貫した効果的な処遇がなされにくいという指摘等は、決して非行少年の処遇が改善されたと安心できる状況ではないことを物語っている。

本質は何も変わっていないのではないか。

少年非行の補導人員というものは、取り締りが厳しくなれば増加し、ゆるやかになれば減少する。ゆえに、ただ、警察等が発表した数字を、よい傾向としてうの

みにはできない。内容的にも難しいものが多い。少年の立ち直りをめざす本当の援助というものが、求められなければならないのである。

少年の非行は、一見単純そうにみえても、その心理状況、環境、生育歴等が背景となって、実は複雑なものが多い。それは例えば前節の事例をみてもわかるところである。偏った対応でない、少年の生活をトータルに捉える福祉的アプローチがゆえに必要となってくるのである。そういう対応は、単に少年の人権や福祉を守るのみならず、効果的な結果をうみ、ひいては社会秩序を守ることにつながると思われる。試験観察の事例を通して、それらの実際について考えてみたが、現実の刑事政策的処遇の流れの中で、根本的な制度の改革が難かしいと思われる状況では、既存の枠組の中での福祉的アプローチが重要となってくるのではないだろうか。

註

- 1) 森田宗一他「少年法35年と家庭裁判所」(法学セミナー増刊『少年非行』)
- 2) 東京少年友の会学生会員